

弘前市教育委員会会計年度任用職員(教育指導員)募集要項

令和5年度の会計年度任用職員の募集に関しては、令和5年度予算成立の状況によって、募集の中止や採用を取りやめる場合もありますので、あらかじめご承知おきください。
なお、令和5年度予算は令和5年第1回定例会の議決を経て決定する予定です。

教育センター内のフレンドシップルームにおいて、教育相談や不登校傾向にある児童生徒に対する学習指導等を行う会計年度任用職員を募集します。

1 募集職種、業務内容及び採用予定人数

募集職種	業務内容	採用予定人数	採用予定日
会計年度任用職員 (教育指導員)	○教育相談 ○適応及び教科指導 ○体験的集団学習指導 ○学校への助言・支援等の援助活動 ○家庭・保護者に対しての助言・支援等の援助・相談活動 など	3人程度	令和5年4月1日

2 応募資格

教員免許を有する事（必須）
※学校教育の知識や経験があれば尚可。

3 雇用期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。
以降については、業務が継続する場合に、本人の勤務状況等により判断して2回を上限に再度の任用を行う可能性あり。なお、最初の1か月は条件付採用期間となります。

4 勤務場所、勤務時間等

配属先/勤務場所	勤務場所	勤務時間等
教育センター (フレンドシップ ルーム)	弘前市総合学習 センター (弘前市大字末 広四丁目10番地 1)	休日：土曜日、日曜日、祝日法に定める 祝日・休日及び年末年始（12月29 日～1月3日） 勤務時間：週37時間30分勤務（8:45～17:00） 休日勤務：可能性有 時間外勤務：可能性有

5 休暇

- (1) 年次有給休暇：任用時に、雇用期間に応じた日数を付与。以後、再度の任用時に勤続年数に応じた日数を付与。
- (2) その他の休暇（取得条件あり）：
 - ・有給（忌引休暇、生理休暇、夏季休暇、結婚休暇、公民権行使のための休暇、現住居滅失等による休暇、災害等出勤困難による休暇、災害時退勤途上危険回避による休暇、証人・鑑定人・参考人等としての出頭、妊娠中等定期

健診のための休暇、産前・産後休暇、出生サポート休暇、配偶者出産休暇、
男性職員の育児参加休暇

- ・無給（病気休暇、療養休暇、骨髓等ドナー休暇、妊娠疾病休暇、育児時間、子の看護休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間）

6 給与等

(1)給料／報酬：月額 190,064 円

（再度の任用時に報酬が加算となる場合があります）

(2)通勤手当／費用弁償：通勤方法と距離に応じて支給（片道 2km 以上の場合に支給、
交通機関利用の場合は定期代（1か月当たり月額 55,000 円以内）、交通用具利用の場合は距離に応じて 31,600 円以内）

(3)給与締切日：月末締め

(4)給与支払日：当月 21 日

7 社会保険等

・健康保険（青森県市町村職員共済組合）：加入対象

・厚生年金（日本年金機構）：加入対象

・雇用保険：加入対象

8 応募方法

市販の履歴書に必要事項（氏名、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、免許・資格、志望動機）を記入、顔写真を貼付の上、上記「2 応募資格」の各免許がある場合はその写しを添付し、弘前市教育委員会教育総務課人事係へ持参または郵送により提出してください。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できるだけ郵送での提出にご協力をお願いします。

9 申込先

〒036-1393 青森県弘前市大字賀田一丁目1番地1

弘前市教育委員会教育総務課人事係

10 受付期間

令和5年1月17日（火曜日）から令和5年2月9日（木曜日）17時まで（必着）

※なお、郵送による場合は、令和5年2月9日（木曜日）17時までに申込先に到着したものに限り受付します。また、郵送用封筒の表に「教育指導員選考申込」と朱書きしてください。

11 選考方法

令和5年2月24日（金曜日）（予定）に個人面接を実施し、採用者を決定します。面接日時については、令和5年2月14日（火曜日）以降にお知らせする予定です。

12 服務

任用時に、地方公務員法第31条の規定に基づき、服務の宣誓を行っていただきます。

また、任用期間中は、以下の義務を負うこととなります。

- (1)法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- (2)信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- (3)秘密を守る義務（同法第34条）
- (4)職務に専念する義務（同法第35条）

- (5) 政治的行為の制限（同法第36条）
- (6) 争議行為等の禁止（同法第37条）

13 その他

- (1) 地方公務員法第16条の次格条項（次のア～ウ）に該当する方は申し込みできません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 弘前市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 営利企業の従事（兼業）については、一律に禁止するものではありませんが、内容によっては制限がありますので、事前にご確認ください。

14 問い合わせ先

弘前市教育委員会教育総務課人事係（電話：0172-82-1639）